

訪問型サービス(独自)サービスコード表

R6.4～ 旭市

サービスコード		サービス内容	算定項目			合 成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス １ １	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	(１) １週に １ 回程度の場合 1, 176単位		1, 176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス １ １ 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 39単位		39	１日につき
A2	1211	訪問型独自サービス １ ２		(２) １週に ２ 回程度の場合 2, 349単位		2, 349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス １ ２ 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 77単位		77	１日につき
A2	1321	訪問型独自サービス １ ３		(３) １週に ２ 回を超える程度の場合 3, 727単位		3, 727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス １ ３ 日割		日割の場合 ÷ 30.4日 123単位		123	１日につき
A2	2411	訪問型独自サービス ２ １	ロ １月当たりの回数を定める場合	(１) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス ２ ２		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179	
A2	2621	訪問型独自サービス ２ ３		(二) 所要時間45分以上の場合		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(三) 短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 １ １	イ １週当たりの標準的な回数を定める場合	(１) １週に １ 回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 １ １ 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	１日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 １ ２		(２) １週に ２ 回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 １ ２ 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	１日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 １ ３		(３) １週に ２ 回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 １ ３ 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	１日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 ２ １		(１) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 ２ ２		(二) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 ２ ３		(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(三) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 １	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10 %減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 ２	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15 %減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 ３	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12 %減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15 %加算	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15 %加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15 %加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10 %加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10 %加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10 %加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5 %加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5 %加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5 %加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定の単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定の単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定の単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定の単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定の単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定の単位数の 24/1000 加算	